

過疎地域自立促進特別措置法（延長後）と過去の過疎3法の概要

法律名	制定経緯	期間	目的	過疎地域の要件		公示市町村数
				人口要件	財政力要件	
過疎地域対策緊急措置法 (昭和45年4月24日法律第31号)	議員立法（全会一致）	昭和45年度～昭和54年度	○人口の過度の減少防止 ○地域社会の基盤を強化 ○住民福祉の向上 ○地域格差の是正	昭和35年～昭和40年（5年間） 人口減少率 10%以上	○S41～S43 財政力指数0.4未満	当初(S45.5.1)： 776 最終： 1,093
過疎地域振興特別措置法 (昭和55年3月31日法律第19号)	議員立法（全会一致）	昭和55年度～平成元年度	○過疎地域の振興 ○住民福祉の向上 ○雇用の増大 ○地域格差の是正	昭和35年～昭和50年（15年間） 人口減少率 20%以上	○S51～S53 財政力指数0.37以下 ○公営企業収益 10億円以下	当初(S55.5.1)： 1,199 最終： 1,157
過疎地域活性化特別措置法 (平成2年3月31日法律第15号)	議員立法（全会一致）	平成2年度～平成11年度	○過疎地域の活性化 ○住民福祉の向上 ○雇用の増大 ○地域格差の是正	①昭和35年～昭和60年（25年間） 人口減少率 25%以上 ②昭和35年～昭和60年（25年間） 人口減少率 20%以上かつ 昭和60年の高齢者(65歳以上) 比率 16%以上 ③昭和35年～昭和60年（25年間） 人口減少率 20%以上かつ 昭和60年の若年者(15歳以上30歳 未満)比率 16%以下	○S61～S63 財政力指数0.44以下 ○公営企業収益 10億円以下	当初(H2.4.1)： 1,143 最終： 1,230
過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年3月31日法律第15号)	議員立法（全会一致）	平成12年度～平成32年度 (※11年間延長)	○過疎地域の自立促進 ○住民福祉の向上 ○雇用の増大 ○地域格差の是正 ○美しく風格のある国土 の形成	<H12.4.1～H22.3.31> ①昭和35年～平成7年（35年間） 人口減少率 30%以上 ②昭和35年～平成7年（35年間） 人口減少率 25%以上かつ 平成7年の高齢者(65歳以上) 比率 24%以上 ③昭和35年～平成7年（35年間） 人口減少率 25%以上かつ 平成7年の若年者(15歳以上30歳 未満)比率 15%以下 ④昭和45年～平成7年（25年間） 人口減少率 19%以上 (①～③は昭和45年から25年間で人口 が10%以上増加している団体は除く)	<H12.4.1～H22.3.31> ○H8～H10 財政力指数0.42以下 ○公営企業収益 13億円以下	当初(H12.4.1)： 1,171 法延長前(H22.3.31)： 718
				<H22.4.1～H26.3.31> ①昭和35年～平成17年（45年間） 人口減少率 33%以上 ②昭和35年～平成17年（45年間） 人口減少率 28%以上かつ 平成17年の高齢者(65歳以上) 比率 29%以上 ③昭和35年～平成17年（45年間） 人口減少率 28%以上かつ 平成17年の若年者(15歳以上30歳 未満)比率 14%以下 ④昭和55年～平成17年（25年間） 人口減少率 17%以上 (①～③は昭和55年から25年間で人口 が10%以上増加している団体は除く)	<H22.4.1～H26.3.31> ○H18～H20 財政力指数0.56以下 ○公営企業収益 20億円以下	法延長当初(H22.4.1)： 776
				<H26.4.1～H29.3.31> ①昭和40年～平成22年（45年間） 人口減少率 33%以上 ②昭和40年～平成22年（45年間） 人口減少率 28%以上かつ 平成22年の高齢者(65歳以上) 比率 32%以上 ③昭和40年～平成22年（45年間） 人口減少率 28%以上かつ 平成22年の若年者(15歳以上30歳 未満)比率 12%以下 ④昭和60年～平成22年（25年間） 人口減少率 19%以上 (①～③は昭和60年から25年間で人口 が10%以上増加している団体は除く)	<H26.4.1～H29.3.31> ○H22～H24 財政力指数0.49以下 ○公営企業収益 40億円以下	法延長当初(H26.4.5)： 797
				<H29.4.1～H32.3.31> ①昭和45年～平成27年（45年間） 人口減少率 32%以上 ②昭和45年～平成27年（45年間） 人口減少率 27%以上かつ 平成27年の高齢者(65歳以上) 比率 36%以上 ③昭和45年～平成27年（45年間） 人口減少率 27%以上かつ 平成27年の若年者(15歳以上30歳 未満)比率 11%以下 ④平成2年～平成27年（25年間） 人口減少率 21%以上 (①～③は平成2年から25年間で人口が 10%以上増加している団体は除く)	<H29.4.1～H32.3.31> ○H25～H27 財政力指数0.5以下 ○公営企業収益 40億円以下	法延長当初(H29.4.1)： 817